

町田市立小学校におけるプール事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年(2013年)2月25日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市立小学校におけるプール事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年(2013年)2月5日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

町田市立小学校におけるプール事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 2010年7月23日 |
| 2 | 事故発生場所 | 町田市中町1丁目20番30号
町田市立町田第一小学校 屋上プール |
| 3 | 事故の概要 | 学校で実施された夏季水泳指導中に児童が溺水し、
救急搬送され、入院通院の後回復されたもの。 |
| 4 | 事故の種別 | 人身事故 |
| 5 | 被害者の住所 | |
| 6 | 被害者の氏名 | |
| 7 | 損害賠償の額 | 1,301,268円 |